

帝銀事件と陸軍登戸研究所

—捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究—

明治大学平和教育登戸研究所資料館長 山田 朗 (文学部教授)

はじめに (本報告の目的)

- [1] 帝銀事件を事件の核心である毒物の面から再検討する。
- [2] 捜査陣は、旧日本陸軍の毒物研究の実態にどこまで迫っていたのか。
- [3] 捜査の流れを左右した登戸研究所関係者の証言とその転換とは。
- [4] 帝銀事件捜査の背後にあったGHQの占領政策の転換、捜査への介入とは。

I 帝銀事件の発生と初動捜査

1 帝銀事件の発生

- [1] 1948 (昭和23) 年1月26日午後3時すぎ

帝国銀行椎名町支店

左腕に白腕章をつけた中年男性が来訪、「東京都衛生課並厚生省厚生部医員 医学博士〇〇」の名刺を差し出す (支店長代理が受け取る)

「近くで集団赤痢が発生した。進駐軍が消毒する前に予防薬を飲んでもらいたい」などと告げる。

行員と用務員一家16名に「予防薬」を飲ませ、うち12名が死亡した (生存者4名)。

犯人は、現金16万円と小切手 (安田銀行板橋支店) を奪って逃走 (名刺は回収したらしい)。

- [2] 初動対応の混乱

被害者を救出しようと警察や不特定多数の者が現場を踏み荒らす (現場保存不徹底)。

当初は警察官も集団食中毒と誤断、不適切な方法で残存毒物を回収 (物証消滅)。

小切手盗難の確認は、換金された翌日 (犯人逮捕の格好の機会を逸する)。

2 使用された特殊な毒物

- [1] 青酸化合物であることは確か。

- [2] 特異な飲ませ方 (薬瓶から茶碗に駒込型ピペットで少量ずつ入れる) → 4人の生存者の証言
第1薬と第2薬に分けて飲ませる。

第1薬は、歯の琺瑯 (エナメル) 質を傷めるから舌を出して飲むように指示。

犯人も第1薬を飲んでみせた (ように見えた)。

第1薬を飲むと強いウイスキーを飲んだような胸が焼けるような感覚になった。

その後につがれた第2薬を飲む。

その直後、次々と倒れ、意識を失う (現場で11人、病院で1人が死亡、助かったのは4人)。

- [3] 使用された毒物の特徴

第1薬のみで毒性完成か、第2薬までふくめて毒性完成かで、毒物の性格は全く異なる。

→ 第1薬のみならば、犯人が飲んでみせたのはトリックか演技

嚥下してから効果が現れるまで2~5分ほどかかっている → やや遅効性

3 初期捜査の重点

- [1] 犯人像 (事件直後—1月26日 or 27日の捜査会議での刑事たちの意見)

物取り (計画的強盗殺人)

進駐軍出入りの者 (実際に米軍のジープが近くまで来ていた。実在の米軍将校の名を使う)

衛生・防疫関係者 (インテリ風、薬品・医学の知識あり)

共犯者 (黒幕) が必ずいるはず

詐欺的手腕のある者 (しかも銀行の内部事情に詳しい)、前科がある → 類似事件ないか

人物像：年齢44-45歳、身長5尺2寸(158cm)くらい 好男子・落ち着いた人格者、白髪あり

[2] 2つの未遂事件の存在

安田銀行荏原支店(1947年10月14日)遺留品「松井蔚」名刺、犠牲者・金銭被害なし
 松井蔚は実在の人物(本人が配った「厚生技官 医学博士 厚生省予防局」記入の名刺)
 三菱銀行中井支店(1947年10月14日)遺留品「山口二郎」名刺、犠牲者・金銭被害なし
 山口二郎は架空の人物(「厚生省技官 医学博士 兼東京と防疫課」記入の名刺)

[3] 未遂事件と帝銀事件の類似点

銀行閉店直後の犯行、集団疫病の発生を理由にあげ、進駐軍の消毒斑の存在を指摘
 予防薬を飲ませようとした(二種類の薬剤、飲み方を指導) / 人物像の類似性

II 捜査の進展、毒物の追及

1 『甲斐捜査手記』の存在

[1] 帝銀事件の捜査陣

GHQ公安局——警視庁——藤田刑事部長——捜査1課——毒物斑・名刺斑・その他
 ——捜査2課——秘密捜査班(藤田部長からの特命)
 ——東京地方検察庁——出射刑事部長——高木検事

[2] 警視庁捜査1課係長・甲斐文助

捜査本部で捜査情報を集約、刑事の役割分担を指示
 → 1948年1月26日から10月8日までの257日間を全12巻の捜査手記に残す

2 『甲斐捜査手記』から読み取れること

[1] 松井蔚 → 戦時中、南方軍防疫給水部(9420部隊)に在籍 → 原住民多数を毒殺した疑い

→ 陸軍軍医学校防疫研究室(新宿戸山)を頂点とする各地の防疫給水部
 関東軍731部隊(ハルビン)、北支那方面軍1855部隊(北京)、中支那方面軍1644部隊(南京)、南
 支那派遣軍8604部隊(広東)、100部隊(関東軍軍馬防疫廠・孟家屯)の存在明らかに

[2] 捜査対象機関の拡大

- ・陸軍習志野学校(習志野)の毒ガス防護訓練マニュアル「体験要領」
- 第1薬と第2薬を飲んで手本を見せる方法が記入されている
- 関東軍化学部(516部隊・チチハル)526部隊(フラルギ)や第六陸軍技術研究所(新宿戸山)、陸
 軍料秣廠も捜査対象に
- ・第九陸軍技術研究所(九研・登戸研究所)
- 陸軍憲兵学校・東京憲兵隊特設本部・新京特設憲兵本部(86部隊)・支那派遣軍南京野戦造兵廠・
 陸軍獣医学校・中野学校や上述の軍医学校防疫研究室・1644部隊・731部隊などのネットワーク
- これら諸機関に勤務経験のある者をリストアップ、年齢・身長・人相・白髪で絞り込み
- 警視庁は3月中旬までに旧日本陸軍の毒物関係諸機関、実施部隊をほぼ把握

[4] 軍関係者の絞り込み

3月下旬から主に六研・九研・516部隊・731部隊関係者の絞り込み(一人一人白黒をつける)
 4月14日捜査本部・意見聴取(33名の意見分布) → 【資料1】
 軍関係有力:20名、軍だけとは限らない:8名、不明:5名

[5] 捜査の進展:毒物と入手経路に関する情報

4月21日~捜査員2名が元技術少佐伴繁雄(長野県伊那村在住、元登戸研究所第二科員)と北沢隆
 次・杉山圭一(同前)らから聴取
 → 伴繁雄:青酸ニトリール、南京病院での人体実験(1941.5.22~)のことを話す → 【資料2】
 → 杉山も「青酸ニトリールの方がやり良い」と証言 → 【資料3】

[6] 登戸研究所関係者からの事情聴取 (3月～4月にかけて)

山田桜・伴繁雄・土方博・滝脇重信・杉山圭一・北沢隆次・川島秀雄・島倉栄太郎・小堀文雄・中村博保

[7] 731部隊・六研関係者の捜査も続く (4月～8月)

→ 石井四郎からの事情聴取 (青酸加里についての所見) → 後述

→ 6月25日、藤田刑事部長からの指示で特殊任務関係者に的をしぼる → 「帝銀毒殺犯人捜査必携」

3 平沢貞通の逮捕 (捜査の急転回)

[1] 名刺斑の捜査 (居木井班長)

「松井蔚名刺」100枚のうち松井所持8枚、残る92枚のうち62枚を回収

さらに紛失したが事件に無関係と見られた22枚

→ 行方確認ができないもの8枚 (うち1枚が平沢貞通に渡っていたことを確認)

[2] 名刺斑が北海道で平沢を逮捕 (8月21日)

[3] 逮捕・起訴理由

「松井蔚名刺」の不所持、事件当日のアリバイ不明確

過去に銀行に関係した詐欺事件を起こしている (日本堂事件)

事件直後に被害額相当の金額を預金している

[4] 平沢真犯人説への疑問

被害者の最初の平沢面通しで「この人物」と断定した者がいない

警視庁での過酷な尋問、検事による自白調書の捏造疑惑

「自白」(9月23日～)前後のきわめて異常な平沢の言動

平沢に毒物の知識なく、捜査によっても毒物の入手経路は判明せず

4 捜査方針の大きな転換：捜査・裁判過程における毒物鑑定

[1] 4月27日 石井四郎による毒物所見

→ 【資料4】

[2] 9月6日 伴繁雄、捜査会議に出席

「帝銀毒殺事件の技術的の検討及び所見書」(土方博との連名)では

「使用毒物は純度の比較的悪い工業用青酸加里で入手の比較的容易な一般市販の工業用青酸加里であると断定」する。

→ 捜査初期における「青酸ニトリール」説から「青酸加里」説に転換

[3] 1949年12月19日 伴繁雄の東京地裁法廷証言 (捜査会議と同様の証言)

[4] 毒物鑑定と犯人像との関係性

青酸ニトリール → 一般人では入手不可能 → 犯行は旧軍関係者

青酸加里 → 一般人でも入手可能 → 犯行は平沢でも可能

使用毒物が青酸加里と断定されたことが、自白とあわせて平沢犯行説・平沢有罪・死刑を導いた

III 帝銀事件捜査とGHQ

1 占領政策の転換とG-2の台頭

[1] 米ソ冷戦の激化 → 中国国共内戦・朝鮮半島分断 (南北2政権成立) =1948年

[2] GHQ内の力関係の変化

権力の中心が民政局 (GS)・経済科学局 (ESS) から参謀2部 (G-2) へ

G-2責任者：C.A. ウィロビー准将

参謀2部 (G-2) — 民間諜報局 (CIS) — 公安局 (PSD) — 警視庁 という指揮関係

[3] ウィロビーによる旧日本軍人の利用

民間諜報局 (CIS) の下に有末機関 (有末精三・元参謀本部第二部長・中将)

→ 対連合軍陸軍連絡委員長 (1945.8-46.6)、駐留米軍顧問 (1946.7-1956.12)

同じく「歴史課」に服部卓四郎(元参謀本部作戦課長・大佐)

→ 第一復員局史実調査部長(1946.12-)、引揚援護局資料整理部長(1948.5-)

2 731部隊関係者の免責

[1] 米軍機関による731部隊関係者への尋問

1945.9-11 サンダース：内藤良一・増田知貞らを尋問(人体実験については秘匿)

1946.1-5 トンプソン：石井四郎らの尋問

1946末 ソ連、石井四郎らの身柄引き渡しを要求

1947.4-6 フェル：石井四郎、部隊員の戦犯免責を条件に人体実験データ提供を申し出る

1947.10-12 ヒル：米本国に731部隊員の保護を求めるレポートを提出

[2] アメリカ本国の動き

1947.7.15 米3省調整委員会極東小委員会、731関係者免責と秘密扱いを決定

1947.8.1 米3省調整委員会極東小委員会、**生物戦データの価値は戦犯訴追より重要と勧告**

3 『甲斐捜査手記』に散見されるGHQと旧軍人の関係

[1] 八木沢行正(元731部隊技師)：有末機関の動き

→【資料5】

[2] 早川清(元軍医大佐)：GHQによる口止め、身柄の保障(免責)

→【資料6】

[3] 服部卓四郎・有末精三：731部隊はGHQと関係あり、捜査は無理と指摘

→【資料7】

4 米軍による登戸研究所関係者への調査・追及・免責

[1] 米側機関による最初の登戸研究所関係者の召喚・尋問(1946年6月から)

所長篠田鐮(中将)、第一科長草場季喜(少将)、第二科長山田桜(大佐)、第三科長山本憲蔵(大佐)、第二科伴繁雄(少佐)、第二科有川俊一(大尉)、第一科大槻文雄(少佐)などを尋問

ただし、1948年4月の段階では、まだGHQに秘匿していることがあった →【資料8】

[2] 研究成果の提供とひきかえに免責

化学戦・細菌戦と捕虜を使った人体実験は「通常の戦争犯罪」 → 戦犯裁判の審理対象

[3] 帝銀事件捜査中の1948年4月から9月初めまでに間に、GHQの介入

登戸研究所関係者へ米軍が接近

→【資料9】

5 登戸研究所関係者の米軍への協力(秘密戦技術の戦後への継承)

朝鮮戦争(1950年～)の頃から、登戸研究所関係者が米軍横須賀基地に集められる

→ GPSO(政府印刷補給所 Government Printing Supplies Office)という機関

中国・北朝鮮・ソ連などの紙幣、パスポート、軍隊手帳、身分証明書などを偽造

おわりに

[1] 日本陸軍の秘密戦兵器と帝銀事件との密接な関わり

[2] 米軍による731部隊・登戸研究所関係者への免責と帝銀事件捜査への介入の時期的符合

【参考文献】

[1] 木下健蔵『消された秘密戦研究所』(信濃毎日新聞社、1994年)、増補改訂版『日本の謀略機関 陸軍登戸研究所』(文芸社文庫、2016年)

[2] 吉永春子『謎の毒薬：推究帝銀事件』(講談社、1996年)

[3] 遠藤誠『帝銀事件の全貌と平沢貞通』(現代書館、2000年)

[4] 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』(芙蓉書房出版、2001年、新装版2010年)

[5] 常石敬一『謀略のクロスロード：帝銀事件捜査と731部隊』(日本評論社、2002年)

[6] 海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』(青木書店、2003年)

[7] 渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』(吉川弘文館、2012年)

[8] 明治大学平和教育登戸研究所資料館編『陸軍登戸研究所〈秘密戦〉の世界』(明治大学出版会、2012年)

資料編

【資料1】『甲斐捜査手記』第4巻 (1948年4月14日 捜査本部意見聴取)

七、小林

1、犯行の方法スポットの使用法等から考えて

軍関係 六、九、習校 (九研について / (多摩部隊も合わせてやりたい) / (さらにやりたい)

特務機関員では毒物の知識なし / (上級者は可、下級者では毒の性質は判らぬ)

九、坂田刑事

1、軍関係ありと思う 現場手口より見て度量の据った薬物と関係の深い人間で外地に関係ある部隊 / 之を堀下げれば可と思う

2、地取りは之以上やっても無駄 (土地の協力は強い) [228頁] [中略]

一八、小川

1、復員軍人の犯行と思う 九研をやっている

2、九研の二課 [科] をやっている之を徹底したら四課 [科] をやる予定

各大学法医学教室の医師でない者 雑役 / やって見た方がよい思う [231頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第4巻 (再審弁護団所蔵) 228・231頁。 / は原文の改行。

【資料2】『甲斐捜査手記』第5巻 (1948年4月26日)

(一) 小林-小川

[4月21日から] 長野県下へ出張しての捜査結果 [中略]

元陸軍技術中佐伴繁雄 43 [中略] [1頁]

[九研での] 毒物合成は個人謀略に用いる関係上死後原因が / 一寸掴めぬような毒物を理想として研究し / 中には成功したものもあった (青酸ニトリール) [中略] [2頁]

青酸ニトリールは / 青酸と有機物の合成に / 九研が特殊なものを加えて作った

服用後胃の中に入ってから / 三分から七、八分経つと / 青酸が分離して人を殺す (致死させる

青酸ニトリールは / 液体で透明 / 味は喉をやく / ような刺激はあるが臭味 / はない

一回一人分 2 cc のアンプルに入っている

伴は昭和十六年五月二十二日から人体実験をした

南京病院 / 多摩部隊の本部になっている

課長 佐藤少佐の指揮で [3頁]

実験を始めた

始めは厭であったが馴れると一つの趣味になった / (自分の薬の効果を試すために)

相手は / 支那の捕虜を使って / 相手が試験官を疑うので擬装して行なった

例えば / 紅茶の中に / 青酸加里を入れて吞ました場合

試験官と一緒に / 俺が先に吞んで見せるから心配しなく / ともよいから吞めと云ふてやった

捕虜の分のは予め茶碗に満たさせておく / 又は給仕が予め茶碗に入れて来て / 各自に出してくれる (入れない印のあるのを / 捕虜に与える)

斯様にして吞ました

注射は / 万年筆様で / キャップをとる / と針がでる その針で着物の上から刺す / ような仕組になっている / (之は主としてハブの毒 / 一呼吸で倒れる [4頁])

針を抜かない裡に倒れる

屍体はすぐ解剖して研究の材料にした

私は(伴曰く) /何回となく実験を行って/青酸系の毒物の死に方は/全身をノバして「ケイレン」をおこす/ (仰向けに倒れる) /死に顔は青酸特有の死に方である/解剖して見ると/青酸の場合は死後も血液が/鮮紅色を呈している

私〔伴繁雄〕は/青酸加里で試験した結果/帝銀事件を思い起こして考えて見るのに/青酸加里は即効的のものであって/一回先に薬を吞まして/第二回目を一分後に吞まして/更に吞んだものがウガイに行つて倒れた/状況は/青酸加里とは思へない/青酸加里はサジ加減によって時間的に/経過させて殺す事は出来ぬ/私にもしさせれば/青酸ニトリールでやる [5頁]

青酸ニトリールを吞ました場合は/青酸は検出出来るが/他の有機物は発見せぬ(検出出来ぬ)

伴曰く/人体を解剖した結果/どの人の身体も胃から加里分を検出/するのが通常である

伴曰く/事件当初に於て/新聞に警視庁の鑑識課が/青酸化合物と云った これは至当な言/であると私は思ふ

青酸加里と後で聞いたが私の実験の結果青/酸加里とは私の実験の結果からは思えない

青酸ニトリールの流れ

之を管理していたのは(九研に於ける)

長野県上伊那郡中沢村下剋区

二課二班 技師 北沢隆次 40

終戦当時/陸軍省と参謀本部/の使いと称し自決用に青酸ニトリール [6頁]

をくれと言って/二回に亘つて二、三百本持出して行つた/今考えて見るのに之を持って行つて自決した/者はない

私は今でも流れが疑問であつて困る/ (今でも疑っている) [中略]

色々本症情を教えながら絶対ニトリールであ/ると伴は言っている [7頁]

出典: 捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻(再審弁護団所蔵) 1~7頁。 /は原文の改行。

【資料3】『甲斐捜査手記』第5巻(1948年4月26日)

[小林-小川の捜査報告]

杉山曰く

青酸加里では危険で出来[ない] から青酸ニトリール/を使ったのが正しい

若し青酸加里を使ふ場合/よく青酸加里の特徴を研究した大家か/若くは全然素人がやる以外一般化学者/はそう云う即効性のもので十六人殺す/事は出来ない(危険で)

青酸ニトリールの方がやり良い

出典: 捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻(再審弁護団所蔵) 8頁。 /は原文の改行。

【資料4】『甲斐捜査手記』第5巻(1948年4月27日)

(二) 坂和一伸西

(1) 石井四郎に面会

アセトンシアンヒドリン [青酸ニトリール]

分子式は分るが自分の部隊では研究して/ないので効果は判らぬ

アンプルを終戦当時持つて行つたものや効果は/調べてやる/一口に言つて毒ガス

青酸加里は分量により時間的に生命を保持させられるか否か出来る 致死量多くすればすぐ倒れる

分量により五分—八分 一時間三時間翌日／どうしても出来る (之は絶対的のものである)

研究したものでないと判らぬ

ソ聯に包囲された時の自決用に／富永の部下軍医中尉二人が貰いに来た [25頁]

ドラムカン半分位分けてやった／俺の方でもそんな事があった／二時間半位やった (話をした)

俺の部下にいるような気がする 君等が行っても／言わぬだろう

一々俺らの処へ聞きに来る／十五年二十年俺の力で軍の機密は厳格で／あるので仲々本当の事は言はぬだろう／俺が真から言ふているを信じてないだろう 極力協力しているが非常に忙しい (一時間も話をした始末で——)／参謀本部も手を廻して聞いてやる

九研は石井さんの反動部隊である／ (俺が行かなかったので下ッパを集めて何かコソコソやっていたらしい)／何時でも俺の処へ来い

出典: 捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻 (再審弁護団所蔵) 25-26頁。／は原文の改行。
下線は原文では右傍線。

【資料5】『甲斐捜査手記』第5巻 (1948年4月27日)

(三) 留目一金沢 [26頁] [中略]

軍の事をやっているようだがそれには／GHQの会合があった／ソ聯に聞えたら悪いが帝劇裏／に本クラブの二階有坂機関 (参謀本部の中將) [有末か]／之がGHQの命令により動いていて／人を集めるものである [27頁]／此の有坂に聞けば軍の事は皆よく判る [28頁]

出典: 捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻 (再審弁護団所蔵) 26-28頁。／は原文の改行。
下線は原文では右傍線。

【資料6】『甲斐捜査手記』別巻 (1948年7月26日)

元軍医大佐 早川清 [255頁] [中略]

生体解剖に就て

帝銀事件が発生した頃は未だ進んでいなかったけれ共 [256頁]／最近に至ってGHQの吉橋と云ふ二世を通じて私達の身柄を／保障して呉れると米軍では申し若し米ソ戦争が開始された／際には身柄は早速米本国へ移す事になっていると聴いている。／細菌戦術の優れた点も幾分認めて居るらしい。 [中略]

当時使用した薬物方法・人員等につき聴くに／

GHQで調査された際関係者同志事件については絶対口外／せぬ様誓約したのであるから勘弁して呉れとの事で語らなかった

生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので申した次第で／すと附言す (GHQでは本件に関しては秘密を厳守するがお前達の方から墓穴を掘る様な事の／無様 警察官の中にも共産党あり 警察官にも口外せざるとの事である 何万かの部下／を保護する為にも)

出典: 捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻 (再審弁護団所蔵) 255-257頁。／は原文の改行。

【資料7】『甲斐捜査手記』第8巻 (1948年8月6日)

元参本作战課長／元大佐 服部托 [卓] 四郎 46.7／現在資料整理部長をしている

石井部隊／防給関係なら [中略]

◎服部の言／・一六四四／・南方防給／・九研／の三ツが関係ありと思ふ／当局の見方と同じ

石井部隊は関東軍直属／陸軍省の配下で参本に連絡はあった／が命令は出さぬ

石井部隊はGHQの関係あったが／之を念頭に置いてやるのが一番 [98頁]

九研関係の話もした〔中略〕

(2)話最中に／有末中将／が来た 同人は〔住所—中略〕／参本作戦第二部長／有末精三 52.3

GHQの嘱託でなく復員局の嘱託であった

日本クラブにいて／復員局の出店があり／此処に連絡がある 取次をやっていた

同人とも話して見た

過去の新聞から見ると／軍の関係では防給がよいではないか／と言う

特務機関も連絡はあるが軍に配属／がある

支那に十九年春から特務機関は廃止した〔99頁〕ので其後はない／最後にやっていたのは抑留されている
だろう／機関長から入っていくより他ない

(3)化学戦部隊と云ふと／習校である／服部有末は帝銀には関係ないだろう／と云ふ

やり方が個人的でなく、部隊行動である／からである

**有末は軍の秘密を聞くのはGHQの関係で無理であろう／之を聞かずに似寄り写真等から行ったが／よ
ろう〔100頁〕**

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第8巻（再審弁護団所蔵）98-100頁。／は原文の改行。下線は原文では右傍線。

【資料8】『甲斐捜査手記』別巻（1948年4月14日）

小林組

元九研二課〔科〕長 山田桜 48〔95頁〕〔中略—九研の組織及分担〕／〔96頁〕〔中略〕／

特殊班

◎第六班長 久葉某／第七班長 池田某

朝山は六班に所属し久葉の助手をしていた 此の特殊班は／第二班で研究した事の実施を担当す

過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は此の班は除外し／表面に出さなかったのだから今後共其点
特に注意して欲しいとの事／尚第三課〔科〕は紙幣の印刷等で対外関係であるので之又秘密にして貰い／
度い〔96頁〕

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻（再審弁護団所蔵）95-97頁。／は原文の改行。

【資料9】召喚時の様子を語る「伴繁雄手記」

〔登戸研究所とGPSOの接触の第一歩は〕昭和23（1948）年春、登戸研究所第三科長山本憲蔵が、対支経済謀略としての偽札工作の責任者として、GHQ・G-2に召喚され、長期間の取り調べを受けたことに始まる。

伴もこれと前後して〔昭和〕23年4月にCIC（対敵諜報部）の呼び出しに応じ、郵船ビルを占拠していたGHQ・G-2に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けた〔中略〕。G-2はCIS（民間諜報部）と協力して登戸研究所の全容を把握し、山本のいうところのいわゆる“ギブ・アンド・テイク”の相互関係による交渉の結果、米軍に偽造に関する過去の経緯・技術と成果を体験的に説明したため、最初の出頭の段階で、米側の渠力の求めに応じたのであろう。〔中略〕

昭和23年春、山本大佐はGHQ・G-2に召喚されたが、予想に反し、すこぶる紳士的な態度で接せられ米国にとって偽造工作という新しい「技術とノウハウ」の提供を求められた。

出典：「伴繁雄手記（手書き）」（原本・明治大学平和教育登戸研究所資料館所蔵）

【参考資料】帝銀事件関係年表

1947. 10. 14	安田銀行荏原支店で類似未遂事件発生 (遺留品「松井蔚」名刺)	(1962. 5. 29 棄却)
1948. 1. 19	三菱銀行中井支店で類似未遂事件発生 (遺留品「山口二郎」名刺)	11 最高裁に第6次再審請求棄却に対する 特別抗告 (9. 8 棄却)
1. 26	帝国銀行椎名町支店で事件発生(行員ら 12名死亡、現金16万円と小切手盗難)	1962. 6. 2 最高裁に第8次再審請求 (9. 11 棄却)
27	安田銀行板橋支店で帝銀の小切手交換	4 最高裁に第7次特別抗告 (8. 21 棄却)
6. 12	名刺捜査班、小樽のテンペラ画家・平沢 貞通を事情聴取	4 最高裁に第9次再審請求 (7. 12 棄却)
6. 25	藤田刑事部長、軍関係者及び特務機関 員、憲兵等を捜査の重点にするように 指示	28 「平沢貞通氏を救う会」結成
8. 21	名刺捜査班、平沢貞通逮捕	7. 21 最高裁に第10次再審請求 (1965. 3. 11 東京高裁棄却)
23	警視庁での取り調べ始まる	30 最高裁に第9次特別抗告 (11. 14 棄却)
26	高木一検事による取り調べ始まる	31 最高裁に第11次再審請求 (1965. 3. 11 東京高裁棄却)
9. 3	別件「日本堂事件」で私文書偽造同行使 で起訴	10. 29 最高裁に第12次再審請求 (1965. 3. 11 東京高裁棄却)
23	平沢「自白」を始める	11. 24 平沢、宮城拘置所(仙台)に移送
10. 8	拘置所に移送	12. 6 第1次恩赦出願 (1963. 5. 18 棄却)
12	帝銀事件の強盗殺人、安田銀行と三菱 銀行の強盗殺人未遂で起訴	1963. 12. 14 第2次恩赦出願 (1971. 6. 22 棄却)
12. 12	東京地裁第1回公判、平沢全面否認	1965. 3. 15 最高裁に第10次・第11次・第12次再審 特別抗告 (1968. 4. 16 棄却)
1949. 5. 1	60回の公判をへて結審	1968. 4. 20 第13次再審請求 (1969. 7. 19 棄却)
1950. 7. 24	東京地裁で死刑判決	1971. 7. 9 第3次恩赦出願 (1980. 12. 16 棄却)
1951. 9. 29	東京高裁で控訴棄却(死刑)判決	10. 29 第14次再審請求 (1972. 9. 11 棄却)
1955. 4. 6	最高裁で控訴棄却(死刑)判決	1972. 9. 15 最高裁に第14次再審特別抗告 (11. 28 棄却)
4. 14	最高裁判決に対する異議申立	1973. 4. 25 第15次再審請求 (1974. . 11. 5 棄却)
5. 7	最高裁、異議申立棄却、死刑判決が確定	1974. 9. 25 第16次再審請求 (1979. 5. 22 棄却)
5. 10	第1次再審請求 (1956. 2. 9 棄却)	1980. 12. 22 第4次恩赦出願 (棄却)
1956. 3. 1	第2次再審請求 (6. 28 棄却)	1981. 1. 19 第17次再審請求 (1986. 9. 10 棄却)
7. 9	最高裁に第2次再審請求棄却決定に対 する特別抗告 (9. 19 棄却)	1985. 2. 14 第5次恩赦出願 (棄却)
9. 29	第3次再審請求 (1959. 1. 31 棄却)	3. 14 東京高裁にGHQ秘密公文書を再審の証 拠として提出 (5. 20 追加資料提出)
1959. 2. 6	最高裁に第3次再審請求棄却決定に対 する特別抗告 (12. 26 棄却)	4. 5 東京地裁に人身保護請求 (5. 30 棄却)
7. 13	東京高裁に第4次再審請求 (1960. 2. 4 棄却)	5. 30 最高裁に人身保護請求棄却に対する特 別抗告 (7. 19 棄却)
9. 25	東京高裁に第5次再審請求 (1960. 2. 4 棄却)	東京地裁に死刑の時効完成による国家 賠償請求訴訟を提起 (1986. 3. 28 棄却判決)
1960. 2. 10	最高裁に第4次・第5次再審請求棄却に 対する特別抗告 (9. 8 棄却)	1987. 4. 21 東京地裁に第18次再審請求(7. 13 棄却)
6. 29	東京高裁に第6次再審請求 (1961. 7. 4 棄却)	5. 10 平沢貞通、八王子医療刑務所にて死去 (95歳)
1961. 7. 1	東京高裁に第7次再審請求	1989. 5. 10 養子・平沢武彦が東京高裁に第19次再 審請求 (2013 武彦氏死亡のため棄却)
		2015. 11. 24 平沢貞通の直系親族が第20次再審請求

出典：遠藤誠『帝銀事件の全貌と平沢貞通』（現代書館、2000年）および第20次再審請求書などより山田朗作成。